

よくある質問（特別障害者手当）

Q：障害者手帳を所持していませんが、特別障害者手当は受給できますか？

A：手帳の所持は関係ありません。在宅で日常生活において重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳以上の方が対象となります。
また、受給要件は、原則として手当用診断書による認定とされていますので、詳しくは、お問い合わせください。

Q：重度の障がいとは何ですか？

A：例として、両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの。両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの等となりますが、障がいの状態は様々です。今回の例えは一例ですので詳しくは、お問い合わせください。

Q：重度の障がいを重複していると受給できると聞きましたが、私は重度の障がい重複していないが、特別障害者手当は受給できますか？

A：診断書により身体の機能の障がい認定基準に認められる状態であって、自身の日常生活において常時他人の介助を受けなければならない程度の場合は、受給できる可能性があります。詳しくは、お問い合わせください。

Q：認知症の親と暮らしているのですが、親は特別障害者手当を受給できるのでしょうか？

A：診断書により食事や衣服の着脱等8項目の日常生活能力を含め総合的に判定させていただきますので、詳しくは、お問い合わせください。

Q：有料老人ホームに入所する予定なのですが、引き続き、特別障害者手当の受給できますか？

A：受給できます。（「有料老人ホーム」や「グループホーム」や「サービス付き高齢者住宅」等は、在宅扱いとなります。）
なお、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所又は、病院等に継続して3ヶ月以上入院された場合は、資格喪失となります。

Q：所得制限があるようですが、誰の所得によるものですか？

A：年に1回、受給者本人又はその配偶者又は扶養義務者の前年の所得を審査します。